重 要 事 項 説 明 書

1　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社　恕菴
代 表 者 氏 名	代表取締役　福田　雅彦
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	465－0095　名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D TEL052-778-1238　FAX052-308-8295
法人設立年月日	2015 年 8 月 1 日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	訪問看護ステーション恕庵
介護保険指定 事 業 所 番 号	2361590603
事業所所在地	名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D
連　絡　先 相談担当者名	TEL　052-888-4100　　FAX　052-855-3588 榊原　綾子
事業所の通常の 事業の実施地域	名古屋市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	事業所の看護職員等が、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運 営 の 方 針	関係市町村、居宅介護支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(3) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く）
営業時間	9：00～16：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く）
サービス提供時間	9：00～18：00

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害、健康状態の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれ予防・処置 ⑤ ターミナルケア ⑥ リハビリテーション ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額について

介護保険法による訪問看護

サービス提供時間数 / サービス提供時間帯		20分未満				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	314	3,469円	346円	693円	1,040円
		30分未満				
昼間	看護師	471	5,204円	520円	1,040円	1,561円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	823	9,024円	909円	1,818円	2,728円
		1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1,128	12,464円	1,246円	2,492円	3,739円

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の場合

基本単位	利用料金	1 割	2 割	3 割
294	3, 248 円	324 円	649 円	974 円

介護予防訪問看護

サービス提供時間数 / サービス提供時間帯		基本単位	利用料	利用者負担		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
昼間	看護師	304	3, 360 円	336 円	672 円	1, 008 円
		30 分未満				
昼間	看護師	451	4, 983 円	498 円	9, 966 円	14, 949 円
		30 分以上 1 時間未満				
昼間	看護師	794	8, 773 円	877 円	1, 754 円	2, 631 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満				
昼間	看護師	1, 090	12, 044 円	1、204 円	2, 408 円	3, 361 円

＜早朝・夜間の場合＞

1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に相当する単位が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時　間　帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

＜各種加算＞

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6, 630 円	663 円	1, 326 円	1, 989 円	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	6, 342 円	634 円	1, 268 円	1, 902 円	
特別管理加算（Ⅰ）	500	5, 525 円	552 円	1, 104 円	1, 656 円	1 月に 1 回
特別管理加算（Ⅱ）	250	2, 762 円	276 円	552 円	828 円	
ターミナルケア加算	2500	27, 625 円	2, 762 円	5, 525 円	8, 287 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に 1 回）

初回加算	300	3,315 円	331 円	663 円	993 円	初回訪問をした新規の方
	350	3,867 円	386 円	773 円	1,160 円	病院等を退院、退所した日の新規の訪問
専門管理加算	250	2,762 円	276 円	5,524 円	8,286 円	
退院時共同指導加算	600	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	1 回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,762 円	276 円	552 円	828 円	1 月に 1 回
複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,806 円	280 円	560 円	840 円	複数の看護師等が同時に実施した場合　30 分未満（1 回につき）
複数名訪問加算（Ⅰ） 複数名訪問加算（Ⅱ）	402	4,442 円	444 円	888 円	1,332 円	複数の看護師等が同時に実施した場合　30 分以上（1 回につき）
	201	2,221 円	222 円	444 円	666 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分未満（1 回につき）
複数名訪問加算（Ⅱ） 長時間訪問看護加算	317	3,502 円	350 円	700 円	1,050 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分以上（1 回につき）
	300	3,315 円	331 円	663 円	993 円	1 回あたり
看護体制強化加算	300	3,315 円	331 円	663 円	993 円	1 月に 1 回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	66 円	6 円	12 円	18 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	33 円	3 円	6 円	9 円	1 回あたり
口腔連携強化加算	50					口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に評価の情報提供を行うもの

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

特別管理加算（Ⅰ）

・在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（Ⅱ）

・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
・真皮を超える褥瘡の状態
・点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

※ 初回加算（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所を退院した日に初回の訪問を行った場合に算定する。
初回加算（Ⅱ）新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。新規：新規利用者様、過去２か月間（歴月）に当ステーションから訪問看護を受けていない。

※ 専門管理加算：緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を実施した場合に加算。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供するものである。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（１時間以上１時間３０分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間３０分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

新設

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算：虐待の発生または防止するための措置（虐待の発生またはその再発を防止するため委員会の開催、指針の整備、研修実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 業務継続計画未実施減算：感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 身体的拘束等の適正化の推進：利用者又は、他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

得ない理由を記録することを義務付ける。

※ 訪問看護における24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師以外の職員でも差し支えない。

※ 書面掲示規制の見直し:事業所の運営規程の概要等の重要事項説明書について「書面掲示」に加え、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。

4　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収により請求いたします。	
② 死後の処置料	死亡後に行う処置料については、10,000 円を請求させていただきます。	
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合 （18：00まで）	キャンセル料は不要です
	当日のキャンセル （連絡なしも含む）	1回1,000円請求いたします。

5　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 費用の請求方法	請求書は、利用明細を添えてお届けします。
② 費用の支払い方法	ア　毎月10日前後に明細書・請求書をご郵送、もしくは訪問時に手渡しをさせていただきますので、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ　お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※　引き落としの場合は手数料はご負担いただくようお願いいたします。また、利用者の諸事情により引き落としが出来ず再度引き落としの際の手数料もご負担をお願いいたします。

６．サービス中止について

１．利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後１８時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
２．利用者が、サービス実施日の前営業日の午後１８時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は､事業者は利用者に対して､【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第７条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。
３．自然災害等で職員の安全確保が難しい場合は訪問サービスを中止させていただく場合があります。

７　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合はご相談ください。	ア　相談担当者氏名　　榊原　綾子 イ　連絡先電話番号　　052-888-4100 同ﾌｧｯｸｽ番号　　052-855-3588 ウ　受付日及び受付時間　月～金曜日 9 時～18 時

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

８　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	榊原　綾子

(1) 成年後見制度の利用を支援します。
(2) 苦情解決体制を整備しています。
(3) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

９　秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく､第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。一刻を争う場合は救急車を手配いたします。

11　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人　全国訪問看護事業協会
保険名	賠償責任保険

12　居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13　サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション恕庵	所 在 地　名古屋市名東区高社一丁目 89 番地 第二東昭ビル 3D 電話番号　052-888-4100

	ﾌｧｯｸｽ番号　052-855-3588 受付時間　9 時から 18 時
【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所 在 地　460-8508　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話番号　052-972-3087
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所 在 地　461-8532　名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号　国保会館 電話番号　052-971-4165

14　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

事業者	所　在　地	名古屋市名東区高社一丁目 89 番地　第二東昭ビル 3D
	法　人　名	株式会社　恕菴
	代 表 者 名	代表取締役　福田　雅彦
	事 業 所 名	訪問看護ステーション恕庵
	説 明 者 氏 名	榊原　綾子

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	